

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

第6次三田市障害者福祉基本計画、第7期三田市障害福祉計画、第3期三田市障害児福祉計画策定支援業務

## 2 目的及び趣旨

市では、障害者基本法第11条の規定に基づき、全ての市民が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を基本理念として第5次三田市障害者福祉基本計画(計画期間: 6カ年 平成30年度～令和5年度)を策定し、様々な施策を展開してきた。

第6次三田市障害者福祉基本計画策定にあたっては、アンケート調査・ヒアリング調査等の調査を行うとともに、今後、国・県から示される制度改正や基本指針の内容並びに第5次三田市総合計画(令和4年度～13年度)及び他の部門別計画との整合を図るものとする。

障害者福祉基本計画策定に併せて、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「第6期三田市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第2期三田市障害児福祉計画」(計画期間: 令和3年度～5年度)についても期間満了を迎えることから、第7期三田市障害福祉計画及び第3期三田市障害児福祉計画(計画期間: 3カ年 令和6年度～8年度)を実施計画として策定するものとする。

## 3 契約期間・委託料の支払時期

- ・委託期間: 契約締結日～令和6年3月31日
- ・委託料の支払い時期

令和4年度作業分…令和5年5月末日までに、予算(税込2,459千円)の範囲内で出来高払いとする。

令和5年度作業分…令和6年5月末日までに、契約金額の残額を支払う。

## 4 委託業務の内容

### 【令和4年度】

#### (1) 基礎調査の実施及び分析

障害者福祉基本計画(障害福祉計画・障害児福祉計画を含む。)策定の基礎資料とするため、市民・障害福祉関係事業所・一般事業者向けのアンケート調査票及び障害者団体等向けのヒアリング調査票の作成、アンケート調査の実施及びヒアリング調査実施にかかる支援、調査結果の入力・集計・分析を行い、報告書を作成する(各調査件数については市が想定している数であり、変動する場合がある)。

#### ① 市民アンケート調査

調査対象 3,000人程度(市想定)

18歳以上障害者手帳所持者 1,600人程度/前回調査: 1,686人

(各手帳[身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳]所持者ごとの調査人数については、市が各手帳の総所持者数等に基づき按分する。)

18歳未満の障害者手帳所持者 400人程度/前回調査: 332人(全数調査)

18歳以上の障害者手帳非所持者 1,000人程度/前回調査: 1,031人(無作為抽出)

## ② 障害福祉関係事業所アンケート調査

調査対象 70 か所程度（市想定）

## ③ 一般事業者アンケート調査

調査対象 230 事業者程度（市想定）

## ④ 障害者団体等ヒアリング調査

調査対象 10 団体程度（市想定）

### （受託事業者が実施する事項）

- ・調査票項目の整理、調査票原稿データの作成・納品
- ・送付用封筒（規格：角2）、返信用封筒の作成（規格：長3）、督促状兼礼状（ハガキ）の作成
- ・封入（調査票、返信用封筒）・封緘、送付用封筒及び督促状兼礼状への宛て名シールの貼付、納品
- ・市へ返信された調査票の回収・開封（最後は市への返却）
- ・調査結果のデータ入力・集計（クロス集計、圏域別集計等）・分析
- ・調査結果報告書原稿データ（A4版・100ページ程度）作成・納品
- ・電子データによる納品（CD-R等の作成）

調査票・調査結果報告書：エクセル又はワード

集計・分析データ：エクセル

※納品は再編集可能なファイル形式及び状態にて印刷用のPDFデータとともに、その電子媒体（CD-R等）を納品すること。

※調査結果については、結果をわかりやすく整理し、報告書として取りまとめること。

### （注意事項）

- ・対象者の無作為抽出及び宛名シールの作成は市が行い、受託者に渡す。
- ・アンケート調査票については、文字の大きさ・設問と設問の間隔等に配慮し、回答しやすい内容にすること。また、本市の実情に応じた独自設問を設定する必要がある場合は、市に提案することとし、その提案に基づき、受託者と市が協議のうえ決定することとする。
- ・意思表示の困難さ、または障害種別に応じた調査方法については、適した方法を受託者から市に提案することとし、その提案に基づき、受託者と市が協議のうえ決定することとする。
- ・ヒアリング調査票については、記述式の調査票案を提示し、市の要望に随時対応しながら作成すること。なお、ヒアリング調査については市が行うこととし、受託者は市が提供するヒアリング音声データに基づき、記録の作成（テープ起こし）を行うこと。
- ・調査票の配布及び返信、督促状兼礼状発送に伴う郵便料は市で負担する。（調査票の返信先は市障害福祉課とする。）

## (2) 会議等の運営支援

### 三田市障害福祉審議会等の運営支援

- ・市の附属機関である三田市障害福祉審議会への出席（※1回程度を予定）並びに会議資料及び議事録の作成（テープ起こし含む）、必要に応じた資料説明
- ・三田市障害福祉審議会で出された意見の集約及び対応策の提案

## 【令和5年度】

### (1) 計画策定業務支援

#### ① 計画策定にかかるコンサルティング

- ・策定の目的、考え方の明確化
- ・国の動向、県の関連計画等の最新動向の把握整理
- ・手帳保持者数、サービス利用者数の推計
- ・計画期間年度毎の障害福祉サービス見込み量等の推計
- ・障害福祉事業にかかる費用見込み等の財政予測
- ・市総合計画、福祉分野の上位計画及び関連計画等との整合
- ・先進事例等の収集・整理
- ・市が進行管理を行うための計画進行管理表の立案

#### ② 現況把握と課題の整理（現行計画の点検・評価）

- ・本市における障害福祉の現状と課題についての分析・整理
- ・重点課題の抽出

#### ③ 計画書及び計画書概要版の検討・作成

- ・計画全般のイメージ設定、組み立て、基本理念、基本方針、目標の提示等
- ・施策の検証可能な数値目標・指標提示
- ・計画書本体及び概要版の骨子・素案・原稿の作成
- ・審議会等の意見検討結果を踏まえた計画書等の修正及び校正  
※関係法令及び関係省庁の通知等に基づき、障害者福祉基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に盛り込むべき内容を踏まえた本市計画の骨子・素案・原稿を作成すること。  
※計画書等の作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。

#### ④ 電子データによる納品（CD-R等の作成）

- ・障害者福祉基本計画書(本編)  
A4版 72 ページ程度（エクセル又はワード）
- ・障害者福祉基本計画書(概要版)  
A4版 8 ページ程度（同上）
- ・障害福祉計画／障害児福祉計画  
A4版 32 ページ程度（同上）
- ・作成した表・グラフ等のデータ一式（エクセル）  
※納品は再編集可能なファイル形式及び状態にて印刷用の PDF データとともに、その電子媒体（CD-R 等）を市が指定する期日までに納品すること。  
※計画書(本編)は表紙カラー・本文単色刷り、計画書(概要版)はカラー刷りを予定しており、市が印刷する。

### (2) 会議等の運営支援

#### 三田市障害福祉審議会等の運営支援

- ・市の附属機関である三田市障害福祉審議会への出席（※審議会4回程度を予定）並びに会議資料及び議事録の作成（テープ起こし含む）、必要に応じた資料説明

## 5 その他

- ・本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ・受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。また、委託終了後も同様とする。
- ・受託者は、業務を円滑に実施するために市と十分に協議を重ねながら業務を実施すること。
- ・全ての成果品に係る所有権、著作権、利用権は市に帰属するものとする。
- ・契約書に添付する仕様書は、市が示した仕様書及び受託者が提案した提案書に基づき、受託者と市が協議のうえ決定することとする。
- ・本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに市と協議を行い、事前に市の了解を得た上で業務を遂行すること。
- ・事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- ・本業務の主たる担当者（管理者）は、本業務終了までの専任とし、責任をもって対応すること。市が主たる担当者（管理者）による業務遂行が不可能であると判断した場合、市は主たる担当者（管理者）等の交代を受託者に命じることができるものとする。